

# 第1657回島根県教育委員会会議 会議録

日時 令和7年2月4日

自 13時30分

至 17時15分

場所 教育委員室

## I 議題の件名及び審議の結果

### ー公開ー

#### (報告事項)

- 第59号 県立学校における育児又は介護のための早出遅出勤務制度実施要領の一部改正及び時差出勤勤務制度の導入について（学校企画課）  
第60号 令和6年度教職員の休憩時間及び持ち帰り仕事等の実態調査結果について（学校企画課）  
第61号 令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜における特色選抜の結果について（教育指導課）  
第62号 県立高校一人一台貸出端末の卒業後の無償譲渡について（教育指導課）  
第63号 令和7年3月高校卒業予定者の就職内定状況（12月）について（教育指導課）

————以上原案のとおり了承

### ー非公開ー

#### (議決事項)

- 第35号 島根県教育庁等組織規則等の一部改正について（総務課）  
————以上原案のとおり議決

#### (報告事項)

- 第64号 令和7年度当初予算案及び令和6年度2月補正予算案の概要について（関係課）  
————以上原案を一部修正の上、了承
- 第65号 県立学校の教育職員の給与に関する条例及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正について（総務課）  
第66号 県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部改正について（学校企画課）  
第67号 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正について（学校企画課）  
第68号 島根県手数料条例の一部改正について（学校企画課）  
第69号 令和7年度県立学校校長職及び教頭職に係る採用・昇任候補者選考試験の結果について（学校企画課）

————以上原案のとおり了承

## II 出席者及び欠席者

### 1 出席者【全員全議題出席】

野津教育長 原田委員 生越委員 黒川委員 植田委員 高島委員

### 2 欠席者

なし

### 3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

京谷副教育長	全議題
木原教育監	全議題
森山参事	公開議題、報告第64号
大場教育センター所長	公開議題、報告第64号
野々内総務課長	全議題
清水(明)総務課調整監	公開議題、報告第64号
和田教育施設課長	公開議題、報告第64号
中西学校企画課長	公開議題、報告第64号、 報告第66号、報告第67号、 報告第68号、報告第69号
吉岡県立学校改革推進室長	公開議題、報告第64号
勝部働き方改革推進室長	公開議題、報告第64号
小林教育指導課長	公開議題、報告第64号
小室義務教育推進室長	公開議題、報告第64号
石橋幼児教育推進室長	公開議題、報告第64号
岩田地域教育推進室長	公開議題、報告第64号
高倉子ども安全支援室長	公開議題、報告第64号
八束特別支援教育課長	公開議題、報告第64号
太田保健体育課長	公開議題、報告第64号
土江社会教育課長	公開議題、報告第64号
山崎人権同和教育課長	公開議題、報告第64号
村上文化財課長	公開議題、報告第64号
藤原世界遺産室長	公開議題、報告第64号
間野古代文化センター長	公開議題、報告第64号
安部福利課長	公開議題、報告第64号

### 4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

山本総務課課長代理	全議題
山崎総務課課長補佐（人事法令）	全議題
溝口総務課主任主事	全議題

### III 審議、討論の内容

野津教育長 開会宣言 13時30分

公開	議決事項	0件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	5件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	1件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	6件
	その他事項	0件
署名委員	生越 委員	

## 一公 開一

### 報告第 59 号 県立学校における育児又は介護のための早出遅出勤務制度実施要領の一部改正及び時差出勤勤務制度の導入について（学校企画課）

○勝部働き方改革推進室長 （資料を一括説明）

○高島委員 どこの職場でもあるかとは思うが、有給休暇を取りにくいところがあると思う。希望の勤務を申告するにあたって、職場の雰囲気で言いにくさがあると、職場の環境を整えて言いやすい環境づくりをしないと、なかなか申告がしにくいと思った。また、先生たちの働き方が柔軟になることで、給料面でもそうだが、働きやすくなることもとてもよいし、子育てや介護の両立ができて、そういういたところのストレスが減って、今離職者がどれぐらいおられるか分からぬが、離職者が減るといいと感じた。あと時差出勤は教員の方々にはとてもいいことだと思うが、子どもにとって、教育面もそうだが、対応に支障が出ないのかということを少し心配している。

○勝部働き方改革室長 最初に、有給休暇が取りにくいとか、この制度が使いにくいという御意見をいただいたが、校長等へのアンケートや実施者へのアンケートの中でもそのことを気にしている回答があったので、利用しやすくなるルールづくりを心がけていきたいと思う。また、この制度を使うことによって、ワーク・ライフ・バランスが改善していくのではないかと思う。

○黒川委員 確認だが、これは育児又は介護の早出遅出というところでの一部改正ということで、小学校や中学校のお子さんがいて、その子どもさんの送迎などの休暇ということは認められる。ただ、不登校の子どもさんには適用できないというのは、今回の改正は育児と介護ということなので適用できないということなのか。

○勝部働き方改革室長 育児介護のための一部改正というところでは要件が決まっているが、この時差出勤については、要件の幅を広げたというか、子育てということで対応できるようにということで作ったところである。

○黒川委員 では、不登校は時差出勤で対応できるということですね。

○生越委員 今年、実際に行っているということだが、利用状況があれば教えていただきたい。

○勝部働き方改革推進室長 実施者の 908 名のアンケートの回答を頂いており、実際の利用者は男女ともに 3 割程度である。

○野津教育長 3年ぐらい前に中学、小学校の校長会で意見交換したときに、時差出勤が必要ではないかと投げかけをした際には、その時点ではあまり管理職の方は必要性を認めていなかったのか、声が届いていなかったのか、あるいは時差出勤なり休暇なりを早く取ったもの勝ちという不公平を生まないようにという配慮もあったと思う。その後3年でこの働き方改革が加速したことにより、そういう認識を改めて、できるだけ使いやすいように、働きやすいようにもっていくことが必要だろうということで、試験導入等を経て改正するに至ったところである。ご夫婦で教員の所もかなりあるが、朝はどちらかが子どもを送られ、介護事業者が迎えに来るまで待つ。夕方は逆にシフトをずらして、2人で介護や子育てを分担しあうということが可能になるので、委員さんの御懸念のように、取りにいくい雰囲気や不公平感が出ないように、学校は学校でよく状況を見てやっていただきたいと思う。

——原案のとおり了承

#### 報告第60号 令和6年度教職員の休憩時間及び持ち帰り仕事等の実態調査結果について（学校企画課）

○勝部働き方改革室長 (資料を一括説明)

○植田委員 18ページ、2の4ページであるが、ワーク・ライフ・バランスの肯定的回答で全校種の割合が増えていて、とてもいいことだと思うが、他の業種、地方公務員との比較はどうか。こういう所が一番先生になりたいという所にも関係してくるのではないかと思う。そういう他の所の統計などはないか。

○勝部働き方改革室長 私の方では把握していない。

○植田委員 20ページ、ワーク・ライフ・バランスの中の阻害要因で小学校1位が「学習指導・学習内容の対応」になっている。先生方なので、そこが一番やりがいを感じるところもあるが、といった阻害要因の1位になっていることをどういうふうに捉えておられるのか。

○勝部働き方改革室長 教職員、特に小学校では、持っている教科が多くたり、授業の準備片付け等が多くたりする関係で、どうしても休憩時間を利用することが多くなるではないかと思っている。そこについては、学校訪問等でも紹介しているが、例えば、専科の先生に授業を見てもらうときに、2時間連続で持っていただく。そうすると、まるまる1時間、2時間空くので、休憩時間も取得しやすいのではないかというところが

ある。サポートスタッフもおられるので、例えば、昼休みであるとか、給食の時間の見回り等をそのスタッフで対応するように進めていく必要があると思っている。

○生越委員 感想を含めて話す。同じくワーク・ライフ・バランスの阻害要因として、「校務分掌の業務」が上位にきている。各校種で2位になっていて、全校種になると一番高くなっている。読み進めていくと、休憩できなかった理由としての校務分掌の割合は少し減って3番目になり、持ち帰り仕事の内容としても校務分掌の順位は低くなる。これは多分学校でしかできないことだと思うが、やりがいを感じる業務になっているかというと特別支援学校約14%、小学校約24%であり低くなっている。通し番号48ページで、削減、効率化できる業務項目として「校務分掌」を回答した割合がとても低く、この結果を見ると校務分掌業務では削減や改善できることはないのかと思った。ワーク・ライフ・バランスが取れない理由の上位に校務分掌が入っているのであれば、ここが改善されないと、いつまで経ってもワーク・ライフ・バランスがよくならないのではないかと思った。実際にどのような業務があるかが分からないので、実際の様子を伺いたい。

それから、通し番号30ページ、学校での働き方改革の取組について把握していない教職員が約25%いるという所があった。是非、学校内で周知していただくように、保護者としてもお願いしたいと思う。

通し番号34ページ、年代別男女別持ち帰り仕事を行った割合が、どの年代も女性の先生が多く、先ほどの議題のところでも、育児や介護で、男女とも3割ずつの先生方がとられているということであったが、育児や介護以外の家事をするために早く帰られているのかと思った。是非、皆さんで協力して家事もしていただきたいと思ったが、内容がどうなのかが気になったところである。

○勝部働き方改革室長 まず1つ目の校務分掌についてである。校務分掌は学校行事の関係や対外的なもの、例えば生徒指導の関係の集まりなど、授業以外のところで、多くの業務がある。小さい学校であれば、複数の分掌を持っているという状況も見られる。教員になるイメージとしては、子どもと接するとか、授業を教えるとか、子どもを育てていくというところがメインであるが、実際に働いてみると、教えること以外のそういう事務作業がとても多いことに驚くという現場の声も聞いている。こうした作業を削減することはなかなか厳しい部分もあるかもしれないが、工夫次第では削減できるのではないかと思っている。スクールサポートスタッフでも、内容的なものについては、例え

ば、文書作成は難しいかもしれないが、印刷業務はできるかもしれない。それから、例えば交通安全教室や運動会などで、地域の方や保護者の協力を得るというようなやり方はあると思っている。

2つ目、教職員が学校での働き方改革の取組状況を把握していないことについてである。伝えているのだが届いていないという場合もあるかと思う。施策説明会があるので、そういう場面を通じて、私の方からも学校での取組の推進をお願いしていこうと思っている。

それから、持ち帰り仕事についても同様に、この結果を踏まえて、状況を伝えていかなければいけないと感じており、また伝えていこうと思っている。

○原田委員 2の4ページ、ライフ・ワーク・バランスの肯定的回答回答なのだが、例えば管理職がリーダーシップを取って、いろいろな形で広めて、少しでも改善して、やりがいを持つように取り組んでいると思うが、特別支援学校が他の校種と比べて、R5比較でR6の割合が下がっている。これはなぜ下がったのか。例えば、障がい者における校種の特徴みたいなものがあって、こういう結果になったのか。お聞きしたい。

○勝部働き方改革室長 そこまでの追跡調査ができていないが、何らかの影響があるのかと思っている。複数の先生で見なくてはいけないことがあって、例えば、先生方のやり方の相違であるとか、進め方の違いとか、負担を感じておられる方もあるかもしれない。これは想像でしかないので何とも言えないが、そういうことが関係しているかもしれない。

○原田委員 人間関係みたいなことも、そこに入るか。

○勝部働き方改革室長 そうかもしれない。

○原田委員 ちなみに障がい種別はどの学校か。例えば、ろう学校なのか、知的障がいなのかなど。これは分かるか。

○勝部働き方改革室長 抽出校での調査なので、全部入った形である。

○原田委員 次は2の9ページである。全く休憩できなかった職別の割合で、栄養教諭が突出している点が気になる。なぜ栄養教諭が前年度比約12%増でぐんと伸びているのか。昨年度にどういう理由があって、休憩が取れなかったのかが分かれば教えていただきたい。

○勝部働き方改革室長 これも詳細の把握をしていないが、対象人数が8名で、人数でいうと2人が全くできなかったと答えていると考えられる。現在、栄養教諭がどういう

状況かというと、複数の学校を担当して回っておられることが多いのではないかと思う。そういうことが理由になっているのではないかと想像している。

○原田委員 兼務で担当しているというところが関係するということ。

2の16ページをお願いする。生越委員が言わされたことで、私もこの約25%がとても気になった。取組状況をただ説明するだけではなく、受け取り方の関係もあると思うので、しっかりと説明した後に、もっと小さい単位でもよいので、徹底して他人事でなく、私事として、それぞれの一教職員が理解して取り組んでいかない限りは、パーセンテージはおそらく変わらないのではないかという気がするので、生越委員と全く同じ思いである。

次は2の17ページである。管理職のやりがいはとても大事だと思う。教職員にももちろんやりがいを持ってほしいが、そのリーダーとなる管理職がやりがいを持って学校経営をしていないと、職員にはどうしても気持ちが伝わらない。教員になってよかったですという思いは、一番改善すべきことではないかという気もする。確かに、校長や教頭、主幹教諭は業務があって、目に見えないところでもいろいろな苦労をしている。先ほど教頭のところで、報告文書が一番しんどいというのは分かっているが、管理職である方は、生きがいややりがいを持って管理職になりたいという思いで受験されて、学校経営や地域の中で、子どもたちの教育について取り組んでおられる方なので、そのやりがいの気持ちがレベルアップしていくように、教育委員会の方から、研修だけでなく、いろいろな形でそういった先生方のフォローの取組ができたら、教職員のやりがいを感じ、教員になってよかったですと思うことにつながる一路になるのではないかと思う。これは願いである。

○黒川委員 学校の先生方は本当に時間がない中で、これだけのアンケートに時間を割いていただきて、結果が出てきているが、どう読み取ったらいいかと少し苦しくなる所がある。43ページ、2の29ページ、先ほど原田委員も話をされたが、やりがいという所で、学校の先生が、地域の大人として、保護者としてもやりがいを持っていただきたいと思う。それで、2の29ページの「④ やりがい」の所で、やりがいを強く感じている職員の方がワーク・ライフ・バランスが取れていると感じている。これはきっと喜ばしい結果でもあり、どんどん増えていってほしいと思う所だが、目を向けないといけないところがやりがいを全く感じない職員が一定数いて、ワーク・ライフ・バランスが比較的取れているということで、とても気になっている。これをどう読み取って、どう

いう環境を目指したらいいのか、とても気になる。もしここから読み取れる問題点が分かればお聞きしたい。

○勝部働き方改革室長 この結果は私も引っかかったところである。どういう背景を持っているのか掴めず、課題というふうに考えている。やりがいを全く感じない職員の数が14名であっても、そういう教職員が一定数いるということを考えながら、今後を考えていかなければいけないと思う。

○野津教育長 この報告事項については、昨日の県市町村教育長会議、市町村の教育長に県庁の講堂にお越しいただいて、管理職で会議をした中の一つの大きなテーマとして口頭で取り上げた。今御説明した内容を、そのときに説明して、市町村の教育長には情報共有、認識の共有をしたところである。今の給特法の改正と相まって、教育委員会の方で、設置学校の教職員の働き方の、残業を減らすような計画づくりが義務づけをされる法案がある。今まで、県の方で音頭をとって、その任用者として小中学校も含めて、働き方改革というものを全体として進めたが、実際に小中学校、市町村立学校については、服務監督者が市町村の教育委員会なので、今度の法案で計画を作るのは、その服務監督権限者が作るということなので、設置学校の教職員の働き方改革の時間外削減計画、もう1つ健康保全計画、それを作ることが義務化される。より近いレベルで検討がなされて実行計画が作られる。その実行計画は作ったときと変えたときは公表義務がある。その成果については、総合教育会議で報告義務がある。すなわち、県では知事であるし、市町村では市町村長に報告をして情報共有をするということが義務化される。そうなってくると、例えば市町村におけるその働き方改革、サポート人材の予算とか、そういうものをどうしていくのかというのは、予算編成権を持つ市町村長がどうするかということを、まさに突きつけられることになって、教育委員会任せではなくて、当事者として登場せざるを得ない仕組みが意図的に作られているわけである。一昨年度も私と知事で、県内の市長会と町村長会にお邪魔して、市長、町村長の方々にそれぞれ働き方改革の予算をつけていただくようにお願いはしていたが、その当時はまだ温度差があった。義務化はもう1年先の令和8年度であるが、学校の教職員の働き方改革について温度差があることが表に出てくるということになって、市町村長の政治姿勢になるのかなど。それを文部科学省は狙っているということだと思う。公共団体、設置者を挙げて、働き方改革に取り組みなさいと。県の場合、もちろん公表もしており、県は県で独自予算化をして、かなりの予算を投入してやっているが、設置学校で言えば、高校と特別支援学

校、実は校種別というと高校で一番平均値が多い。部活動があるので、ここが大きな課題となっており、今度はそこと県教育委員会としては一本勝負をやっていかないといけないというようになる。また、中身については、やり方としてはまた事務局と検討しながら御相談をさせていただきたい。表でそういう議論が始まる。表が始まるからどうかということではない。我々は常に表で議論して、こういう具合に先行していろいろな統計を取ったりして、表に全部出して、どうしようかということを県議会にも情報提供しながら、御議論いただいて、予算を付けていただいて実行していくということをやっているので、我々にとってあまり何か新しいことではない。全国的には新しいことで、それがおそらく全国的に比較されるようになる。時間外のかかり方はみんな違う。多分、数字を出せば一様に比較されてしまうが、あまりそういうことに気をとらわれず、これまでの本県の数字の取り方において、どうやって減らしていくかということを議論していく必要がこれから出てくる。その中で、この持ち帰り仕事も含めて、総労働時間を減らすという観点を我々は忘れないようにして、昼間、学校での時間外が減ったから、外で、家でという懸念を誰しも持っているところであるが、我々がこうやって昨年度からこの数字を押さえながら、全体が減るようにという意識で、これからも施策を進めていかないといけないと思う。そうしていくつもりである。皆様方も、そういった全体の教員の24時間365日を見ながら、そういう視点を持って、この働き方改革を進めることについて、御意見、御審議をいただければと思う。

——原案のとおり了承

#### 報告第61号 令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜における特色選抜の結果について（教育指導課）

- 小林教育指導課長 (資料を一括説明)
- 生越委員 合格の内定通知だが、郵送での通知に限っているのか。全部の学校が郵送のみになるのか。
- 小林教育指導課長 基本的には、各高等学校から中学校へ郵送という形になっている。
- 生越委員 県外から受検している学生が多いと思うが、郵送だと相手に届くのに時間がかかるのではないかと思う。合否が分からぬとなかなか次に進めないのではないか。受かればいいが、受からなくともう1回受検し直さないといけないような状況になった子どもたちが準備にかかる、例えば、お金の準備をしたり、出願したりという日にちが

迫ってこないのかという心配がする。おそらく個人情報の観点から、電話やメールなどをしにくいということは当然あるかと思うが、郵送だと次の動きが遅くなるので、何とかならないのかと思った。

○小林教育指導課長 受検の公平性の観点から郵送にしており、県外からの受検生については、そういった委員の御指摘のような形で、いろいろと要望等は聞いているが、現段階ではそういう形で公平性を担保するという対応をしている。

○生越委員 例えば、ホームページでパスワードを入れた人だけが見られるようなシステムはどうか。学校のホームページでパスワードを入れた人のみが合否が分かる設定にしたら、1月30日にはぱっと分かる、県外の人もこういうところからぱっと分かる。

「良かった」「それなら切り換えていこう」と考えることができるかと思ったが、そういう考えはないか。

○小林教育指導課長 令和8年度入試からインターネット出願を導入する予定である。その際に合格発表等もインターネットを通してという形になろうかと思う。その際に、今、御意見、御提案をいただいたので、一つの参考にさせていただければと思う。

それと一つ訂正である。先ほど合格通知であるが、近隣の中学校については高校の方に出向いて手渡しをしているという状況もある。

○黒川委員 内定通知の郵送は学校単位なのか。電話でということもあるのか。というのは「郵送で」と言われたが、私のところは離島だが、発表の当日に学校の先生から発表だった。おそらく学校によって違うのかと思ったのだが、それは統一しているわけではなく、一般入試だから、特色選抜だからという違いがあるのか。一般入試と特色選抜の発表の仕方も同じか。

○小林教育指導課長 中学校に向けて通知をするということは特色選抜も一般選抜も変わらないが、合格発表という形で、3月14日に発表するのは特色選抜である。特色選抜の合格というのは今あくまで内定である。なので、3月14日の一般選抜と併せて合格発表という形でホームページに公表するところはある。中学校に向けて関係書類を送付することは、特色選抜も一般選抜も同様の対応である。

○黒川委員 高校から中学校へという形が基本なのか。

○小林教育指導課長 はい。

○生越委員 受検番号が高校に貼られるのか。

○小林教育指導課長 それは現在はしていない。

——原案のとおり了承

報告第 62 号 県立高校一人一台貸出端末の卒業後の無償譲渡について（教育指導課）

○小林教育指導課長 (資料を一括説明)

質問意見なし

——原案のとおり了承

報告第 63 号 令和 7 年 3 月高校卒業予定者の就職内定状況（12 月）について（教育指導課）

○岩田地域教育推進室長 (資料を一括説明)

質問意見なし

——原案のとおり了承

野津教育長 閉会宣言 17 時 15 分